

燕・弥彦総合事務組合水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。